資料２

渋谷区犯罪被害者等支援　支援内容一覧（案）

〈渋谷区犯罪被害者等支援相談窓口〉

渋谷区では、犯罪被害を受けた方やそのご家族、ご遺族を支援するため、
犯罪被害者等支援に関する相談窓口を設置します。
相談窓口では、お一人おひとりの状況に応じて、利用可能な行政サービスや各種手続きの案内を行うとともに、
被害者支援都民センターをはじめとする関連機関との連携を図りながら、必要な支援につなげます。
また、区独自の支援サービスを提供し、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減及び生活再建を支援します。

【お問合せ対応電話】　専用相談ダイヤル（直通）を設置予定
【場所】　渋谷区桜丘町 23-21
渋谷区文化総合センター大和田 8 階　渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉

〈経済的支援〉

支援名	金額	申請できる方	対象の犯罪被害	申請期限
遺族弔慰金	30 万円	■ご遺族	死亡[注1]	犯罪被害の発生を知った日から2年 又は犯罪被害が発生した日から7年
遺族子育て支援金	30 万円 × 子の人数			
重傷病支援	10 万円	■犯罪被害を受けた区民の方	重傷病[注1]	
性犯罪被害者等支援金	10 万円		性犯罪被害	犯罪被害が発生した日から7年

注1）過失運転致死傷罪を除く
既存の補償制度との整理を踏まえ、過失運転致死傷による被害を対象外としています。

〈相談支援〉

支援名	金額	申請できる方	対象の犯罪被害	申請期限
弁護士相談 費用助成	1 万 1 千円/回 ※3 回まで	■犯罪被害を受けた区民の方 ■ご家族（区民） ■ご遺族（区民）	死亡 重傷病 性犯罪被害	犯罪被害が発生した日から 5 年
カウンセリング 費用助成	1 万円/回 ※12 回まで			

〈居住支援〉

支援名	金額	申請できる方	対象の犯罪被害	申請期限
家賃費用助成	5 万円/月 ※月額の 1/2 まで ※6 か月まで	■犯罪被害を受けた区民の方 ■ご遺族 （犯罪被害を受けた区民の方と同居していた場合に限る）	死亡 重傷病 性犯罪被害 放火被害	犯罪被害が発生した日から 1 年 ※引越し費用助成については、 2 回目の引越しに係る請求は 1 回目の引越し日から起算して 1 年
一時宿泊費用助成	1 万円/泊 ※6 泊まで			
引越し費用助成	30 万円 ※2 回まで			

※渋谷区の住民基本台帳に記録はないが、区内に居住実態がある者を含む

〈家庭生活・社会生活支援〉

支援名	金額	申請できる方	対象の犯罪被害	申請期限
配食サービス	120 食[注 2/注 3] × 申請人数	■犯罪被害を受けた区民の方 ■ご家族（区民） ■ご遺族（区民）	死亡 重傷病 性犯罪被害	犯罪被害が発生した日から 1 年
食事費用助成	1 千円 × 120 食[注 3]			犯罪被害が発生した日から 1 年
家事・介護等 費用助成	5 千円/時間 ※120 時間まで			犯罪被害が発生した日から 1 年
一時保育・ 一時預かり費用助成	3 千円/時間 ※100 時間まで			犯罪被害が発生した日から 3 年
移動費用助成	3 万 5 千円			犯罪被害が発生した日から 2 年
就労準備 費用助成	10 万円			犯罪被害が発生した日から 2 年
修学費用助成	30 万円 × 子の人数			犯罪被害が発生した日から 1 年

注 2)配食サービスは、1 日 2 食までお届けすることができます。
ただし、サービス開始後は終了日まで継続（事業者の定休日を除く）して利用するものとします。
事前に不要な日が分かっている場合は、事業者へ連絡することで、その日の配達を停止することができます。

注 3)配食サービス及び食事費用助成の合算で 1 人 120 食を上限とし、120食に達するまで組合せ自由です。

〈性犯罪被害を受けた方への緊急支援〉

支援名	金額	申請できる方	対象となる費用	申請期限
医療費助成	5 万円	以下の条件をすべて満たす方 ■犯罪被害を受けた区民の方 ■治療するために 診察等を受け、 医療費が発生していること ■相談員による面接相談及び 同行支援を受けていること	■診察料、諸治療 及び治療費 （投薬料含む） ■診断書料 （1 通まで） ■緊急避妊薬 （1 回まで） ■性感染症検査費用 （1 つの検査項目 につき 2 回まで）	犯罪被害が発生した日から 2 年

※渋谷区の住民基本台帳に記録はないが、区内に居住実態がある者を含む